

基本計画の進捗管理と新規・拡充施策の進捗状況

1. 計画の進捗管理

	項 目	策定時の現状値 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度 (7月31日現在)
1	DVに関する相談件数	延べ 871件	延べ 647件	延べ 366件
2	啓発ポスター、DV相談カードの商業施設等への掲示、配置件数	掲示 2か所 配置件数 18か所	掲示 2か所 配置件数 18か所	掲示 2か所 配置件数 23か所
3	デートDVに関する市政出前講座の実施回数	1回	2回	2回
4	保護命令申立て時の支援件数	10件	5件	2件
5	市職員向けの研修開催件数、受講者数	—	開催件数 2回 受講者数 144名	開催件数 2回 受講者数 160名

2. 新規・拡充施策の進捗状況

番号	項 目	進捗状況	頁
基本目標1 啓発・教育の推進			
(1) 市民等への啓発の推進			
1	【施策②】 ホームページ等による啓発の推進 (拡充) 姫路市配偶者暴力相談支援センターのホームページに、DV防止の啓発内容を掲載し、DVについての理解が進むよう取り組みます。また、SNS等を活用した新たな啓発方法を検討します。	DVセンターのホームページに国・県のDV施策のページのリンクを掲載しました。SNS等を活用した啓発方法については、SNS等を活用した相談受付とともに検討していきます。	14
2	【施策③】 啓発ポスターの商業施設等への掲示 (新規) DV防止の啓発ポスターについて、市の施設だけでなく、市民の目に触れやすい商業施設等への掲示に取り組みます。	掲示箇所数の増加に向け、引き続き、商業施設等に対して、国から提供されるDV防止の啓発ポスターの掲示を依頼していきます。	14

番号	項目	進捗状況	頁
(2) 学校等における啓発・教育の推進			
3	<p>【施策②】デートDV防止の教育の推進（拡充）</p> <p>中学生や高校生を対象に、人権教育や男女平等教育の一環として、啓発冊子や市政出前講座等を活用しながら、同意のない性交渉が性的暴力であることなどデートDVを防止するための教育を進めます。また、市内の大学にも啓発を行うほか、若年層が集うイベントでも啓発冊子を配布します。</p>	<p>11月に兵庫県立大学で開催される「企業・大学・学生マッチング」で、DV相談カード等の配布を予定しています。また、随時、市のイベント等にDV相談カードを配置する予定です。</p>	15
4	<p>【施策③】教職員等に対する啓発の推進（拡充）</p> <p>子どもの支援者となる教職員や保育士、スクールカウンセラー等がDVに関する理解を深めることができるよう研修を推進します。特に教職員は、児童・生徒へのDV予防教育の実施やDV被害の早期発見の役割が期待されているため、教職員が個々にDVに対する理解や知識を深めることができ、また、職場研修などにも活用できる啓発冊子等の作成を検討します。</p>	<p>本市採用の保育士、幼稚園教諭については、新採用職員研修のなかでDV研修を実施しました。また、教職員については、11月に開催される新採用教職員研修のなかでデートDVの研修を実施する予定です。</p>	15
(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進			
5	<p>【施策①】保健医療機関・福祉関係者への啓発の推進（拡充）</p> <p>民生委員・児童委員や地域包括支援センターの職員等の福祉関係者が被害者から相談を受けたときに、適切に助言等の対応ができるよう研修等を実施します。また、医療関係者や福祉関係者は、DVを発見しやすい立場にあることから、DVの早期発見や通報等について協力を求めています。</p>	<p>民生委員の改選に伴い、来年3月に実施される民生委員新任研修にDV研修を加えていただき、新任の民生委員に対して研修を実施する予定です。</p>	15

番号	項目	進捗状況	頁
基本目標 2 推進体制の充実			
(1) 関係機関との連携推進			
6	<p>【施策②】関係機関によるネットワークの充実（拡充）</p> <p>県、市町、裁判所、法務局、労働局、医師会、弁護士会、婦人保護施設などの関係機関や民間支援団体が参加する、ひょうごDV防止ネットワーク会議や中播磨地域DV相談ネットワーク会議に参画します。また、性犯罪被害や新たな課題であるJKビジネス、AV出演強要被害、人身取引被害、ストーカー被害などについて、関係機関等と連携し、適切な対応に努めます。</p>	<p>関係機関と連携し、適切な対応が図れるよう中播磨県民センターが主催する中播磨地域DV相談ネットワーク会議に参画する予定です。</p>	16
7	<p>【施策④】こども家庭センター（児童相談所）との連携（新規）</p> <p>DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことから、DVと児童虐待が相互に重複して発生していることを踏まえて、こども家庭センターと連携を図ります。</p>	<p>月1回開催される要保護児童対策地域協議会に参加し、こども家庭センター等の関係機関と情報共有を図っています。また、これまで以上に連携を図るため、こども家庭センターの担当者と打合せを実施しました。</p>	16
(2) 民間支援団体との連携推進			
8	<p>【施策①】民間支援団体との連携に向けた調査・研究（変更）</p> <p>市内には、DVに関する支援や被害者の相談対応を行う民間支援団体はありませんが、今後、これらの役割を市内の民間支援団体に担っていただくことも視野に、県内で女性相談や民間シェルターの運営などを行っている民間支援団体の活動内容の調査・研究に取り組みます。</p>	<p>市内の民間支援団体の活動状況についてヒアリングを実施。また、9月に兵庫県DV防止出前講座事業の一環として開催される「DV被害者支援民間支援の実際と役割について知る」に参加し、県内の民間支援団体の活動状況等について確認し、今後の調査・研究に活かします。</p>	16
(3) 調査・研究の推進			
9	<p>【施策①】被害者へのアンケートの実施（拡充）</p> <p>本市で実施した被害者に対するアンケートや「県女性家庭センター一時保護所の退所者の退所後の生活実態調査」等を活用し、DV被害者支援の課題等を把握し、今後の施策の検討に活かします。</p>	<p>4名の方にアンケートを依頼し、全員から回答をいただきました（資料2-2）。アンケートから課題を把握し、今後の支援に活かします。</p>	17

番号	項目	進捗状況	頁
基本目標3 相談体制の充実			
(1) 相談窓口の周知			
10	<p>【施策②】 ホームページや冊子等の充実(拡充)</p> <p>配偶者暴力相談支援センターの事業をよりわかりやすく紹介するとともに、DVの気づきチェックリストや国・県のDVに関する最新情報を掲載するなど、ホームページの充実を図ります。また、適宜、冊子やチラシなどの充実を図ります。</p>	<p>DVセンターのホームページに国・県のDV施策のページのリンクを掲載しました。</p>	18
(2) 相談体制の充実			
11	<p>【施策①】 メールやSNS等を活用した相談受付の検討(新規)</p> <p>若年層に対する相談受付体制の充実を図るため、電話相談に加え、メールやSNS等を使った相談受付の実施について、具体的な課題や効果等の検討を行います。</p>	<p>今年度は、SNS等を実施している団体へのヒアリングを実施する予定です。また、県も同様の施策を計画していることから、県との情報共有も行います。</p>	19
12	<p>【施策②】 高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実(拡充)</p> <p>高齢者や障害者が被害者の場合、介護の必要性など本人の状態を踏まえ関係各課が連携して対応します。未成年者や妊婦など特に配慮が必要な被害者の場合は、関係機関と十分に協議を行います。また、性的マイノリティとされる被害者からの相談に対応するため、婦人相談員の研修機会の確保に努めるとともに、関係機関と連携して対応します。</p>	<p>相談者が高齢の場合、老人ホーム等への入居も考えられることから、高齢者支援課や地域包括支援課の職員と婦人相談員とが連携して対応しています。また、人権啓発課が開催する性的マイノリティに関する研修に婦人相談員が参加し、被害者への相談対応に活かしていきます。</p>	19
13	<p>【施策⑤】 他都市の相談体制の調査・研究(新規)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による生活の変化等により婦人相談員が対応する相談内容の複雑化等が懸念されるなか、婦人相談員に過度の負担がかからないような相談体制を維持しつつ、相談者がいつでも安心して相談できるよう他都市の状況を調査・研究し、相談体制の充実に取り組みます。</p>	<p>令和5年度以降に取り組む予定です。</p>	19

番号	項目	進捗状況	頁
(3) 婦人相談員の資質向上			
14	<p>【施策①】DV相談マニュアル等の活用(変更)</p> <p>相談者の立場に立った適切で統一的な対応が行えるよう、県のDV相談マニュアルや国の「婦人相談員 相談・支援指針」を活用します。また、法改正、制度改正等の情報についても、婦人相談員間で共有し、相談に活用します。</p>	<p>施策のとおり、DV相談マニュアル等を活用し情報共有に努めています。</p> <p>また、婦人相談員間で対応に疑義が生じた場合は、異なる対応をしないようにマニュアル化に取り組んでいます。</p>	19
基本目標5 自立支援体制の充実			
(1) 生活の再建に向けた支援			
15	<p>【施策③】自立に向けた情報提供の充実(変更)</p> <p>ひとり親家庭が対象となっている各種制度や相談窓口についてまとめた「ひとり親家庭応援ハンドブック」をこども支援課のほか、各支所、出張所等で配布するなど、被害者が自立した生活が送れるよう情報提供の充実に努めます。</p>	<p>施策のとおり、情報共有に努めています。別添資料参照</p>	23